特別養護老人ホーム あじさい苑 ユニット型 指定介護老人福祉施設 重要事項説明書 (令和7年8月1日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0436-36-1533 (午前9時00分~午後6時00分まで)

担 当 中澤 真美

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム あじさい苑の概要

(1)提供できるサービスの種類

施	設	名	特別養護老人ホーム	あじさいす	も ユニット型
所	在	地	千葉県市原市新堀9	47 - 3	
介護保	:険指定事業	者番号	介護老人福祉施設	(千葉県	1272402668 号)

(2)同施設の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	合計
施設長	社会福祉施設長資格認定 講習会を受講	1名		1名
副施設長		1名		1名
医師	医師		1名	(1) 名
介護支援 専門員	介護支援専門員	2名		2名(兼務)
介護職員	ユニットリーダー研修受講者	2名		2名
	介護福祉士	9名	1名	9(1)名
		5名	1名	5(1)名
生活相談員	社会福祉主事	1名		1名(兼務)
事務員		3名	1名	4 (1) 名
栄養士	管理栄養士	1名		1名
看護師	正看護師		1名	(1名)
	准看護師	2名		2名(兼務)
機能訓練 指導員	准看護師	1名		1名(兼務)
清掃			1名	(1) 名
運転手 兼営繕			1名	(1) 名
入浴介助			2名	(2) 名
洗濯			1名	(1) 名

(3)同施設の概要

定	員	30 名 (短期入所 10 名)
居	室	1 人部屋 30 室 (短期入所 10 室)1 室の面積 14.96~15.70 ㎡
食堂兼	リビング	各ユニット1室 (計4室)
浴	室	特別浴室1室に特殊浴槽1台、個浴室に個浴槽1室
医	務 室	1室
静	養室	1室

3. サービス内容

①施設サービス計画の立案

②食事

③栄養ケア・マネジメント

④療養食の提供

⑤入浴

⑥介護

⑦機能訓練

⑧生活相談

9健康管理

⑩理美容サービス

⑪行政手続き代行

②日常費用支払い代行

① 所持品管理

(4)レクリエーション等

4. 施設サービスの概要と利用料 (【契約書別紙】参照)

(1)基本料金の軽減措置

居住費と食事代に係る費用について所得階層別に軽減されますので、市町村に介護保険負担限度額認定証の申請手続きをし、交付を受け、その認定証を施設に提出して下さい。

(2)支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、利用者指定口座より、引き落とさせていただきます。引落とし確認後、領収書を発行します。

5. 入退所の手続

- (1)入所については、居宅介護支援事業者に相談するか、または直接当施設にお申し込みください。
- (2)退所については、30日前までに直接当施設にお申し込みください。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1)運営の方針

- ・施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにいたします。
- ・入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市

町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健・ 医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(2)サービス利用のために

事 項	有無	備考
男性介護職員の有無	0	
従業員への研修の実施	0	年1回以上外部研修に参加します
サービスマニュアルの作成	\circ	
身体拘束	×	但し、緊急やむを得ず、使用する場合に は、利用者やその家族に説明し、文書に て同意を得た上で、実施することとしま す。なお、解除する事を目的に検討を行 います。
その他		

(3)施設利用に当たっての留意事項

・面会 面会票を記入し、いつでも自由にできます。

・外出、外泊 届出書を提出し、いつでも自由にできます。

・飲酒、喫煙 原則として、自由です。

・設備、器具の利用 自由に利用できます。

・金銭、貴重品の管理 自己管理を原則としますが、希望により預かり・保管

を依頼することができます。

・所持品の持ち込み テレビ、ラジオ等持ち込み自由ですが、私物倉庫はあ

りませんので、居室ベッドサイドに置ける程度として

ください。

・施設外での受診本人、家族で通院・受診するのは自由です。

・宗教活動 原則自由ですが、他人への布教活動等は禁止します。

・ペット 禁止します

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。(緊急連絡先は【契約書別紙】参照)

- 8. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて 当施設では、原則として身体 拘束は行いません。但し、生命・身体保護の目的で、緊急やむを得ない場合「身体 拘束適正化のための指針」に沿った手順で行います。
 - ① 虐待拘束廃止委員会による検討
 - ②ご家族等への説明・同意

- ③ 拘束の有効性の再検討
- ④ 経過記録の保管
- 9. 高齢者虐待防止について 当施設は、別途定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づき、全職員を挙げて虐待の防止 に努めます。
- 10. 感染症・食中毒の予防について 当施設は、別途定める「感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針」に基づき、感染症 や食中毒の予防と蔓延の防止に努めます。

万が一、クラスターが発生した場合でも、別途定め るBCP (事業継続計画) により本事業が継続できるように尽力していく。

非常災害対策について、当施設においては「あじさい苑消防計画」に沿って各種訓練(避難誘導・通報・消火等)を行います。 又、別途定めるBCP(事業継続計画)により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも、 出来る限り事業が継続できる様に尽力します。

11. サービス内容に関する相談・苦情

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、来苑、電話、意見箱「聲」、書面により苦情等受付担当者が受付します。下記のサービス相談窓口までお申し出下さい。なお、当該窓口に相談しにくい場合は、第三者委員もしくは行政機関等にご相談下さい。

苦情等受付担当者が受付けた苦情を苦情等解決責任者と第三者委員(苦情等申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告します。また、半期ごと(4月・10月)に集計し、報告を行います。

苦情等解決責任者は、苦情等申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。 その際、苦情等申出人と苦情等解決責任者は、第三者委員の助言や立会いを求める ことが出来ます。

① 当施設における相談・苦情受付

苦情等受付担当者

生活相談員 中澤 真美

苦情等解決責任者

施設長 桑田 恵美子

電話番号:0436-36-1533

受付:月~金曜日 (9時~18時)

年末年始及び祝日を除く

②第三者委員

第三者委員とは、サービス利用者と施設の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。

当施設の第三者委員会は次のとおりです。

 第三者委員会
 関根
 武
 電話番号:090-4742-6451

 植草
 文代
 電話番号:0436-36-1020

受付:月~金曜日 土日祝日除く

(9時~17時)

③行政機関その他の苦情等受付機関

市原市保健福祉部介護保険課	電話番号:0436-23-9873
	受付:月~金曜日 土日祝日除く
	(9時~17時15分)
千葉県国民健康保険団体連合会	電話番号:043-254-7428
介護保険課苦情処理係	受付:月~金曜日 土日祝日除く
	(9時~17時)
千葉県運営適正化委員会	電話番号:043-246-0294
	受付:月~金曜日 土日祝日除く
	(9時~17時)

- 12. 福祉サービス第三者評価 福祉サービス第三者評価については、実施していません。
- 13. 当法人の概要

名称·法人種別 社会福祉法人 三和会

代表者役職・氏名 理事長 鶴岡 義明

本部所在地・電話番号 千葉県市原市新堀947-3

0436 - 36 - 1533

定款の目的に定めた事業

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ)特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 老人介護支援センターの経営

华	特別養護老人ホーム幕張あじさい苑	(従来型	립)		(千葉県	12702	03977 ^듯	클)
华	寺別養護老人ホーム幕張あじさい苑	短期力	八所	(従来型)	(千葉県	12702	03985 5	를)
特	寺別養護老人ホーム幕張あじさい苑	(ユニ	ット	型)	(千葉県	12702	03993 5	클)
特	別養護老人ホーム幕張あじさい苑 短	期入所((ユニ	ット型)	(千葉県	12702	04017 5	号)
	契約をする場合は	以下の)確	認をする	こと			
					令和	年	月	日
	畐祉施設サービスの提供開始に 重要な事項を説明しました。	こあたり	り、	利用者に	対して契	約書お	るよびオ	本書面
	事業	 と者						
		所在地	地	千葉県市	5原市新堀	947	7 - 3	
		名和	陈	社会福祉	上法人 三	和会		
		理事	長	鶴岡	義明		印	
		説明を	者	所属	生活相談	員		
				氏名	中澤 真	美	印	
	書および本書面により、事業者	針から/	介護	老人福祉	上施設サー	ビスに	こついて	ての重
要な事項の記	说明を受け、同意しました。 	:u == +v.						
	不	利用者 金	=111					
		住房						ĽП
			名 \					印
	(1)	代理人						
		住所						印
			Ħ					⊢l₁
	 項説明書と同時に「契約書」に	も署名	•排		れをもっ	て契約	 5開始と	こなり
ます。								
<同席者>	任 名							
> La\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	►V.H			-				
	住所			_				

別紙1 料金表

1 介護給付サービスによる料金(契約書別紙・料金表参照)

下記の表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額に応じて(自己負担額)をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

別紙料金表参照「1割負担」

- ※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお 支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い 戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必 要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。 ※

2 その他介護給付サービス加算 1月 (31日計算)

加算	介護給付額(10割)	内自己負担額 (1割=10割-9割)
初期加算	1日313円	1日32円
入院・外泊時加算	1 日 2,570 円	1 日 257 円
夜勤職員配置加算Ⅱ口	1 日 188 円	1日19円
サービス提供体制強化加算(I)	1 日 229 円	1 日 23 円
科学的介護推進体制加算 I	1月418円	1月42円
介護福祉施設サービス費 I 1 介護職員処遇改善加算 (I)	1月 32,259 円	1月 3,226 円
介護福祉施設サービス費 I 2 介護職員処遇改善加算(I)	1月35,435円	1月3,544円
介護福祉施設サービス費 I 3 介護職員処遇改善加算(I)	1月38,832円	1月3,884円
介護福祉施設サービス費 I 4 介護職員処遇改善加算(I)	1月 42,050 円	1月4,205円
介護福祉施設サービス費 I 5 介護職員処遇改善加算(I)	1月45,185円	1月4,519円

※市原市の地域区分単価が、1単位=10.45円になります。

厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差違が生じる場合があります。上表の料金は端数処理を行った額を表示しています。

※介護職員処遇改善加算(I)の料金について

重要事項説明書第4条第2項その他の介護給付サービス加算の算定項目により、上記の介護職員処遇改善加算(I)の料金に差異が生じます。

3 その他の介護保険の給付対象とならないサービス

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

	月額	通常	介護保険負担	限度額認定証に	こ記載されてい	る額
	(31日)		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に	€ 0.720 ⊞	1 日	1日	1日	1日	1 日
要する費用	56,730円	1,830 円	300 円	390 円	650 円	1,360 円

② 居住(滞在に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の原価償却費))

1日あたりの利用料(居住費)

居住(滞在)	月額	通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額				
に要する費用	(31日)	(第4段階)	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
ユニット型	64,046 円	1 日	1 日	1 日	1日	1日	
個室	04,040 1	2,066 円	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	

※外泊・入院等で居室を開けておく場合(6日までの料金)

・ユニット型個室

・・・・1日あたり2,066円

入院の翌日から6日間は入院時加算と利用者毎の段階に応じた居室費が発生します。

入院、外泊期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますので、 ご了承下さい。

入院外泊時費用は、1 ヵ月につき 6 日以内(連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊まで)とし、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです

入院・外泊時加算の例外:月の終わりの方で入院した時など算定する 6 日間が次の月にまたがる場合に次の月の初日から再度 6 日間を限度として算定されます。(最高 12 日間となります)

※入院・外泊時には外泊時加算の他、負担限度額区分に応じた居住費をご負担いただきます。